

シェアードオフィス野々市入居者募集要項 (野々市市創業環境応援事業)

1 目的

地域の新たな需要の掘り起こしや地域経済の活性化に資する事業を興そうとする起業家に対し、創業環境の整ったインキュベーション施設 i-BIRD の一部をレンタルオフィスとして貸出し、事業を軌道に乗せるまでに必要な人的・技術的・経済的支援をする。

2 レンタルオフィス概要

名称：「シェアードオフィス野々市」

所在地：石川県野々市市末松三丁目 570 番地 i-BIRD 内

(石川県立大学キャンパス内生物資源工学研究所隣接)

賃貸居室：1ブース約 6㎡ ※1室 (30㎡) 内に3ブースを設置

募集数：1事業者 (1ブース利用可)

賃料：税抜き 1万5千円/月

入居期間：原則 1年以内 (事業実績等に応じて期間延長の可否を別途判断)

利用時間：24時間 365日利用可能 (1利用者につき1枚カードキーを発行)

通信設備：無料 Wi-fi によるインターネット接続が可能

床仕上げ：タイルカーペット張

天井高：3.0m

共用部：交流ラウンジ、商談室、サービスコーナー、セミナールーム、リフレッシュルーム、シャワー室、エレベーター、湯沸室等

警備：入退室管理システム、人感センサー

駐車場：無料 (申込方法等については、入居決定時に別途連絡)

事業相談：常駐のインキュベーションマネージャーが事業をサポート

※事業計画やその進捗についての面談を適宜行います。

【「シェアードオフィス野々市」を設置する i-BIRD の概要】

i-BIRD (いしかわ大学連携インキュベータ) は独立行政法人中小企業基盤整備機構北陸本部が運営する、起業家育成賃貸 (インキュベーション) 施設です。

施設には支援スタッフ (インキュベーションマネージャー) が常駐し、野々市市をはじめ、大学及び地域の支援機関等と連携して入居者の事業活動を総合的に支援します。

「シェアードオフィス野々市」においても i-BIRD の入居者と同様にインキュベーションマネージャーによる相談が受けられる等、事業活動のサポート体制を整備しています。

3 入居資格

本事業の目的に則し、以下の（１）から（４）までのいずれにも該当する個人又は法人等（定款、寄付行為等に類する規約等を有しており、代表者の定めがある企業等）、若しくは市長が適当と認めた者を入居資格者とし、入居資格者のみ本事業に応募できる。

- （１）入居後３か月以内に事業開始を予定している者、又は創業後５年以内の者
- （２）具体的な事業計画を作成し、必要と見込まれる事業資金が確保できているなど、少なくとも入居開始日より３年間は事業を継続できる見込みの者
- （３）本事業の目的を理解し、成長意欲の高い者
- （４）次の（ア）から（カ）のいずれにも該当しない者
 - （ア）市町村民税を滞納している者
 - （イ）代表者又は従業員等が野々市市暴力団排除条例（平成 24 年野々市市条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員である者
 - （ウ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者
 - （エ）チェーン店方式若しくはフランチャイズ契約又はこれらに類する形態に基づく事業を行う者
 - （オ）他の者が行っていた事業を継承して行う者
 - （カ）本要項に従うことについて、承諾していない者

4 応募方法

必要書類を提出期間内に事務局へ提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

- （１）必要書類（（ア）から（ウ）の用紙サイズは日本工業規格 A 4 判とすること）
 - （ア）利用申込書（様式 1） 1 部
 - （イ）事業計画書（様式 2） 1 部
 - （ウ）暴力団排除に係る誓約書（様式 3） 1 部
 - （エ）本人確認書類（法人：全部事項証明書 個人：住民票の写し） 1 部
 - （オ）公的機関発行の市町村民税に滞納のない旨の証明書 1 部
※法人の場合は本店所在地における法人市町村民税の完納証明書
 - （カ）その他市長が必要と認める書類（追加書類を求める場合があります）

- （２）提出期間 随時受付

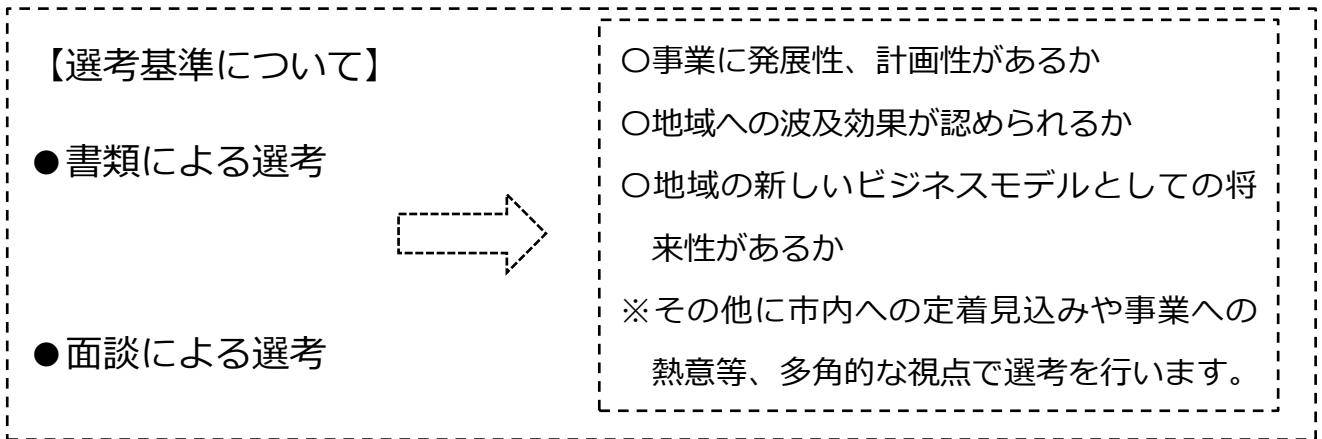
※入居定員に達し次第、受付終了

- （３）事務局 野々市市地域政策部地域振興課 産業振興係
（野々市市三納一丁目 1 番地）

5 選考方法

選考については、応募者から提出された書類及びヒアリングの内容を総合的に勘案した上で、選考基準に基づき評価し、評価点の高い者を入居者として選定する。なお、選考結果については、全ての応募者に郵送で通知し、選考内容の詳細等に対する異議申し立て等には、一切応じないものとする。

※入居者が募集数に達しない場合でも、一定の評価点に満たない場合は入居できないものとする。



6 選考の流れ

随時 利用申込受付（※入居定員に達している場合は受付不可）
受付後 応募者の選考（1か月程度）
選考後 入居の可否決定・通知の送付（2週間程度）
決定後 レンタルオフィスの利用開始（市と入居日等調整）

7 その他

- (1) 提出された書類や選考の際に申告した内容に重大な過失又は虚偽が含まれていたことが判明した場合は入居決定を取り消す
- (2) 応募や選考に要する費用は応募者の自己負担とし、本事業に係る損害が発生した場合でも、市は一切責任を負わない
- (3) 提出された書類は、無償で使用できるものとし、野々市市情報公開条例等に基づき、提出書類を取り扱う
- (4) この要項に定めのない事項については、別途野々市市が決定する

問い合わせ先（※開庁時間：8時30分から17時15分まで（土日祝日を除く））

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地 野々市市地域政策部地域振興課

TEL 076-227-6160 FAX 076-227-6205 E-mail chiiki@city.nonoichi.lg.jp